

# ○青山学院大学専門職大学院学則

(2004年3月26日制定)

改正 2005年3月25日 2006年3月24日  
2006年12月20日 2007年3月27日  
2008年3月27日 2009年3月26日  
2010年3月25日 2011年3月24日  
2012年3月23日 2013年3月21日  
2014年3月27日 2015年3月26日  
2016年3月24日 2017年3月23日  
2018年2月22日 2018年7月19日  
2019年3月28日 2020年3月26日  
2021年2月25日 2022年3月24日  
2023年3月23日 2024年3月21日  
2025年3月27日 2026年3月19日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 青山学院大学専門職大学院(以下「本専門職大学院」という。)は、キリスト教精神に基づき人格を陶冶しつつ、理論と実務を架橋する教育を行うことにより、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識、卓越した能力及び高い倫理観を培い、もって人と社会に奉仕する人物を養成することを目的とする。

### (専門職学位課程)

第2条 本専門職大学院の課程は、専門職学位課程とする。

### (自己点検・評価等)

第3条 本専門職大学院は、教育水準の向上を図り、本専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本専門職大学院における教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己点検・評価等」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

2 本専門職大学院に、本学教職員以外の学識経験者を含む又は本学教職員以外の学識経験者で構成される評価委員会を設置し、自己点検・評価等の検証を行う。

3 国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻及び会計プロフェッション研究科会計プロフェッション専攻に、教育課程連携協議会を設置し、産業界等との連携により、当該専攻の教育課程の編成、実施、評価等を行う。

4 自己点検・評価等並びに第2項に規定する評価委員会及び前項に規定する教育課程連携協議会に関する規則は、別に定める。

### (認証評価)

第3条の2 本専門職大学院は、前条に規定する措置に加え、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

## 第2章 研究科

(研究科)

第4条 本専門職大学院各研究科に、専門職学位課程として次の研究科・専攻を置く。

国際マネジメント研究科 国際マネジメント専攻

会計プロフェッション研究科 会計プロフェッション専攻

(教育特例)

第5条 本専門職大学院は、夜間その他特定の時間又は時期において授業等を行うことができる。

(研究科又は専攻の教育研究上の目的)

第5条の2 各研究科各専攻の教育研究上の目的は下記のとおりとする。

(国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻)

国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻は、キリスト教の教育理念に基づき、社会的責任を果たし、地球市民として活動する、創造的リーダーを養成することを目的とする。

(会計プロフェッション研究科会計プロフェッション専攻)

会計プロフェッション研究科会計プロフェッション専攻では、キリスト教理念に基づく教育の実現を理念に掲げ、高度な職業倫理性と専門的能力、国際人としての資質を十分に備えた会計プロフェッショナルを養成する。

(入学定員及び収容定員)

第6条 本専門職大学院各研究科の入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

	入学定員	収容定員
国際マネジメント研究科	100	200
会計プロフェッション研究科	80	160
合計	180	360

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 本専門職大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分けることができる。

前期(春学期) 4月1日から9月30日まで

後期(秋学期) 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、前項の規定にかかわらず、前項の前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、以下のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- (3) 青山学院創立記念日 11月16日
- (4) 夏期休業 7月下旬から9月下旬までの間で、学長が別に定める期間
- (5) 冬期休業 12月下旬から翌年1月初旬までの間で、学長が別に定める期間
- (6) 春期休業 1月下旬から3月下旬までの間で、学長が別に定める期間

2 学長は、休業日若しくは休業期間を変更し又は休業日を臨時に定めることができる。

#### 第4章 修業年限と在学年限

(標準修業年限)

第10条 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、会計プロフェッション研究科においては標準2年に加え、コースの種別に応じて1年又は1年半とすることができる。

(在学期間の短縮)

第10条の2 国際マネジメント研究科又は会計プロフェッション研究科においては、入学前既修得単位の認定により修得したものとみなすことのできる単位数等を勘案し、所定の期間当該研究科に在学したものとみなすことができる。この場合において、当該所定の期間は、前条第1項又は第2項に規定する標準修業年限の二分の一を超えないものとする。

2 前項の規定により在学期間の短縮を認められた者であっても、当該研究科の専門職学位課程に少なくとも一年以上在学しなければならない。

(最長在学年限)

第11条 本専門職大学院に在学できる年数は、以下のとおりとする。

国際マネジメント研究科

標準2年 4年

会計プロフェッション研究科

- (1) 1年制 2年
- (2) 1年半制 3年
- (3) 標準2年 4年

2 第20条の規定により再入学をした者が在学できる年数は、再入学以前の在学年数を加えて前項に規定する年数を超えることができない。

#### 第5章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第12条 本専門職大学院の入学の時期は、4月1日とする。ただし、学長は、研究科教授会の審議を経て、入学の時期を学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第13条 本専門職大学院に入学することができる者は、入学の時期に次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 日本において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けたものによる評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本専門職大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本専門職大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学審査)

第14条 入学を志願する者には、入学審査を行い、入学者を決定する。

2 前項の審査方法、時期等については、別に定める。

(出願の手続)

第15条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた入学検定料を納入しなければならない。

(入学の手続)

第16条 入学許可を得た者は、所定の期日までに入学手続(所定の学費の納付を含む。)を完了しなければならない。

2 前項の規定により手続を完了した者が、入学を辞退しようとする場合は、本専門職大学院の定める期日までに申し出なければならない。

(休学)

第 17 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、その理由を記した書面に保護者等連署の上、研究科長に休学を願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 休学期間は、1 年又は半年とする。

3 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

4 休学期間は、第 10 条に規定する修業年限に算入しない。

5 休学期間は、国際マネジメント研究科においては第 11 条に規定する最長在学年限に算入し、会計プロフェッション研究科においては最長在学年限に算入しない。

6 前各項に規定するもののほか、休学について必要な事項は、大学院の休学願提出期限及び再入学に関する取扱い要綱の定めるところによる。

(復学)

第 18 条 休学した者は、休学期間が終了した日の翌日に復学するものとする。

(退学)

第 19 条 学生が疾病その他のやむを得ない事由で退学しようとするときは、その事由を記した書面に保護者等連署の上、学生証を添えて願い出て許可を受けなければならない。

2 学力劣等で成業の見込みがないと認める者、また出席が常でない者は、当該研究科教授会の議を経て、退学を勧告することがある。

(再入学)

第 20 条 前条の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、学年度又は学期の初めに限り、当該研究科教授会の議を経て、これを許可することがある。

(二重学籍)

第 20 条の 2 本学学生は、他大学院及び本学の他研究科又は他専攻、並びに他大学及び本学の学部と併せて在学することはできない。ただし、特段の事情がある場合には、当該研究科教授会の議を経たのち、学長の承認を得てこれを許可することがある。

(留学)

第 21 条 学生は、当該学生が所属する研究科の研究科長の決定により、本学が協定し、若しくは認定した外国の大学又は各研究科が協定した外国の大学の大学院に留学することができる。

2 留学の期間は、第 10 条に定める修業年限に含めることができ、第 11 条に定める最長在学年限に算入するものとする。

3 留学の取扱いについては、前項に定めるほか、別に定める要項による。

(転学)

第 22 条 他の大学院から転学を希望する者は、第 14 条に準ずる審査を経た上で、これを許可することがある。

(除籍)

第 23 条 次の各号の一に該当する者は、当該研究科教授会の議を経て退学を勧告し、これに応じない者は除籍する。

- (1) 指定期日までに当該年度授業科目の履修登録をしない者
- (2) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な事由がなくて 3 カ月以上修学しない者
- (4) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 第 11 条に規定する最長在学年限に達した者
- (6) 第 17 条第 2 項及び第 3 項に規定する休学期間を超えてもなお修学できない者

第 6 章 科目等履修生、聴講生、履修証明プログラム履修生、研修生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 24 条 各研究科に設置する一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、正規学生の教育に支障をきたさない範囲において当該研究科教授会で選考の上、相当の資格があると認めた者について、科目等履修生としてこれを許可することがある。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与え、修得単位、成績等について証明書を交付することができる。
- 3 科目等履修生が履修することのできる科目は、1 年を通じて 12 単位以内とする。
- 4 科目等履修生が履修を願い出るときは、所定の願書に審査料を添えて出願しなければならない。
- 5 科目等履修生に関することは、前項に定めるもののほか、別に定める要項による。

(聴講生)

第 25 条 各研究科に設置する一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該研究科教授会で選考の上、相当の資格があると認めた者につき、聴講生としてこれを許可することがある。

- 2 聴講生に関することは、前項に定めるもののほか、別に定める要項による。

(履修証明プログラム履修生)

第 25 条の 2 本専門職大学院の学生以外の者で、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 105 条及び学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 164 条の規定に基づき特別の課程として編成された履修証明を行うプログラムの履修を希望するものについては、選考の上、履修証明プログラム履修生としてこれを許可する。

- 2 履修証明プログラム履修生について必要な事項は、青山学院大学履修証明プログラムに関する細則の定めるところによる。

(研修生)

第 26 条 本専門職大学院の専門職学位を得た者で、高度の専門性を要する職業等に必要  
な高度の能力をさらに養うため研修を希望するものがあるときは、当該研究科教授会  
の議を経て、研修生としてこれを許可することがある。

2 研修生に関することは、前項に定めるもののほか、別に定める要項による。

(委託生)

第 27 条 企業等組織及び他大学大学院から、本専門職大学院研究科における授業科目の  
一又は複数科目の履修を希望する者があるときは、当該研究科教授会の議を経て委託  
生として修学を許可することがある。

2 委託生の入学資格は、第 13 条に規定する者又は修士の学位を有する者とする。

3 委託生が履修科目の試験に合格したときは、その科目の履修証明書を交付する。

4 委託生に関することは、前項に定めるもののほか、別に定める要項による。

(外国人留学生)

第 28 条 外国人留学生、外国人研修生に関することは、別に定める要項による。

## 第 7 章 教育方法等

### 第 1 節 履修方法等

(教育課程)

第 29 条 本専門職大学院各研究科は、専攻に応じ教育上必要な授業科目を開設し、体系  
的に教育課程を編成するものとする。

2 前項に規定するもののほか、会計プロフェッション研究科においては学位論文の作成  
指導を行うことができるものとする。

3 前項の学位論文とは、修士論文又は特定の課題についての研究の成果(リサーチ・ペー  
パー又はアカデミック・リサーチをいう。)をいう。

(授業を行う学生数)

第 30 条 本専門職大学院各研究科が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、  
授業の方法及び施設、設備そのほかの教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に  
あげられるような適切な人数とするものとする。

(授業の方法等)

第 31 条 本専門職大学院各研究科においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行  
うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質  
疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 本専門職大学院各研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、  
多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させるこ  
とができる。

(成績評価基準の明示等)

第 32 条 本専門職大学院各研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容、1 年間の授  
業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本専門職大学院各研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の判定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第33条 本専門職大学院各研究科は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修科目の登録の上限)

第34条 本専門職大学院各研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第35条 本専門職大学院各研究科における授業科目の名称及び単位数は、別表1においてこれを定める。

(単位計算の基準)

第36条 単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義は、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。

(2) 演習・輪講は、毎週2時間15週の演習・輪講をもって1単位とする。また、授業科目によっては、毎週1時間15週の演習・輪講をもって1単位とすることができる。

(3) 実験・実習は、毎週3時間15週の実験・実習をもって1単位とする。

(履修の手続)

第37条 学生は、毎学年又は学期のはじめに、その学年度又は学期に履修しようとする授業科目について、指定された期限までに所定の履修登録手続を行った上、履修しなければならない。

(単位の授与)

第38条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第39条 本専門職大学院各研究科は、教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が他の大学院又は専門職大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第40条 本専門職大学院各研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科に入学する前に大学院又は専門職大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該研究科に入学した後の当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものは、前条第1項及び第2項の規定により当該研究科において修得したと見なす単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとする。

#### 第2節 試験及び成績

(試験の方法及び時期)

第41条 試験は、筆記、レポート提出又は口述のいずれかによるものとする。

2 試験は、学年末又は学期末に行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験の条件)

第42条 学生は、所定の履修手続を経て履修した授業科目でなければ受験することができない。

2 学費を納入していない者は、受験することができない。

3 休学又は停学の期間中は、受験することができない。

(成績)

第43条 成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

#### 第3節 課程の修了要件

(修了要件)

第44条 本専門職学位課程の修了要件は、次の各号による。

(1) 当該研究科専攻各コースの標準年限以上在学すること。

(2) 当該研究科の定める修了要件単位以上を修得すること。

2 国際マネジメント研究科専門職学位課程においては1外国語の認定に合格しなければならない。

3 会計プロフェッション研究科においては、第1項の規定のほか、研究科の定める平均成績基準(グレード・ポイント・アベレージ)を満たしていなければならない。

4 会計プロフェッション研究科においては、学位論文の作成に必要となる所定の論文指導科目を履修する者は、第1項及び前項に規定する要件を満たすとともに、必要な学位論文の作成指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

#### 第4節 学位

(専門職学位)

第45条 専門職学位課程の学位は、以下のとおりとする。

国際マネジメント専攻 経営管理修士(専門職)

会計プロフェッション専攻 会計監査修士(専門職)又は税務マネジメント修士(専門職)

(学位の授与)

第46条 学位の授与に関することは、別に定める規則による。

第8章 検定料及び学費

(検定料)

第46条の2 入学志願者は、第15条の規定により、入学検定料を納付しなければならない。

2 科目等履修生を願い出る者は、科目等履修生検定料を納付しなければならない。

3 前2項に規定する検定料の金額は、諸規則に別段の定めがある場合を除き、別表2に掲げるとおりとする。

(学費)

第47条 学費とは、次に掲げるものをいう。

(1) 入学金

(2) 在籍基本料

(3) 授業料

(4) 施設設備料

(5) 教育活動料

(6) 科目等履修生受講料

(7) 聴講生受講料

(8) 委託生登録料

(9) 委託生指導料

(10) 委託特別聴講学生聴講料

2 単位数に応じた学費を算出するため、単位料を定める。

3 学費及び単位料の金額は、別表3の1から別表3の6までに掲げるとおりとする。

4 在籍中に前項に規定する金額の改定が行われた場合は、改定後の金額を適用する。

(学費の納付)

第48条 本専門職大学院に入学する者又は本専門職大学院に学生として在籍する者は、この学則及び青山学院大学専門職大学院学費納付規則(以下「専門職大学院納付規則」という。)の定めるところにより、学費を納付しなければならない。

(外国人留学生の学費)

第48条の2 外国人留学生の学費は、この学則及び専門職大学院納付規則の定めるところによる。

(科目等履修生の学費)

第48条の3 科目等履修生の学費は、専門職大学院納付規則の定めるところによる。

(聴講生の学費)

第 48 条の 4 聴講生の学費は、専門職大学院納付規則の定めるところによる。

(委託生の学費)

第 48 条の 5 委託生の学費は、専門職大学院納付規則の定めるところによる。

(委託特別聴講学生の学費)

第 48 条の 6 委託特別聴講学生の学費は、青山学院大学専門職大学院学費納付規則の定めるところによる。

(学費の延納、減免等)

第 48 条の 7 学費の納付が困難な者その他特に定めがある者に対しては、専門職大学院納付規則の定めるところにより、その実情により学費の延納を認め、又はこれを減額若しくは免除をすることがある。

(修業年限を超えて在籍する者の学費)

第 48 条の 8 休学以外の理由で修業年限を超えて在籍する者の学費の取扱いについては、専門職大学院納付規則の定めるところによる。

(休学する者等の学費)

第 48 条の 9 休学する者、復学した者、再入学した者又は転学した者の学費の取扱いについては、専門職大学院納付規則の定めるところによる。

(退学する者の学費)

第 48 条の 10 退学する者の学費の取扱いについては、専門職大学院納付規則の定めるところによる。

(懲戒を受けた者の学費)

第 48 条の 11 懲戒を受けた者の学費の取扱いについては、専門職大学院納付規則の定めるところによる。

(納付された検定料及び学費の取扱い)

第 48 条の 12 納付された検定料及び学費は、この学則又は専門職大学院納付規則に別段の定めがある場合を除き、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、第 16 条第 1 項に規定する入学手続を完了した場合で、同条第 2 項の規定により、本専門職大学院が指定する期日までに入学辞退の申出があったときに限り、入学金を除き、納付された学費を返還する。

(その他の学費の取扱い)

第 48 条の 13 この学則に定めるもののほか、学費の納付等について必要な事項は、専門職大学院納付規則の定めるところによる。

## 第 9 章 国内外他大学院との交流

(国内外他大学院との交流)

第 49 条 本専門職大学院各研究科は、教育研究上有益であると認めるとき、国内外他大学院との間に委託特別聴講学生の交流及び単位互換の協定を結ぶことができる。

2 前項の他大学院の協定校としての認定その他協定に関する重要事項については、当該研究科教授会の議を経なければならない。

3 委託特別聴講学生の交流及び協定に関し必要な事項は、当該研究科ごとに別に定める。  
(他大学院への委託特別聴講学生)

第 49 条の 2 学生が前条の規定により協定校の授業科目を委託特別聴講学生として聴講しようとするときは、研究指導教員又は研究科長の承認を得て、本大学院を通じ当該協定校へ申し出るものとする。

(他大学院からの委託特別聴講学生)

第 49 条の 3 協定校から委託があったときは、本大学院学生の教育研究に支障のない範囲で特定の授業科目について聴講を認めることができる。

(認定単位)

第 49 条の 4 学生が協定校において委託特別聴講学生として履修した授業科目の単位は、第 39 条の規定により課程修了に必要な単位として認定することができる。ただし、当該単位数は、第 40 条の規定により修得したものとみなした単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとする。

(外国の協定校への留学)

第 50 条 外国の協定校への留学期間は、1 年以内とする。

2 前項に規定する留学期間は、休学としない。

3 留学中の学費は、別に定める。

## 第 10 章 教員組織

(教員)

第 51 条 本専門職大学院各研究科の講義、演習、実験(以下「授業科目」という。)は、本専門職大学院研究科教員資格を有する教授及び准教授がこれを担当する。ただし、特別の事情があるときは、専任の講師、助教及び兼任講師がこれを担当することができる。

2 本専門職大学院各研究科においては、特別任用教員(以下「特任教員」という。)及び客員教員が、特定の授業科目を担当することができる。

3 本専門職大学院各研究科に授業補佐をする専任の助手を置くことができる。

4 会計プロフェッション研究科においては、第 1 項に規定する兼任講師のうち、実務家の兼任教員を会計専門職大学院客員教授と呼称することができる。

5 専門職大学院研究科教員の資格認定については、別に定める細則による。

## 第 11 章 運営組織

### 第 1 節 研究科長及び教務主任

(研究科長)

第 52 条 専門職大学院各研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科教授会が当該研究科教授会構成員の中から候補者を選出し、理事会がこれを選任する。
- 3 前項の規定にかかわらず、開設初年度の研究科長の選任については、別に定める。
- 4 研究科長の任期は、2年とする。
- 5 研究科長は、当該研究科に関する事務を処理し、第54条に規定する研究科教授会の議長となる。

(教務主任)

第53条 専門職大学院各研究科各専攻に、必要に応じ研究科長を補佐する教務主任を若干名置くことができる。

- 2 教務主任は、研究科教授会の構成員の中から研究科長が推薦し、学長がこれを委嘱する。
- 3 教務主任の任期は、2年とし、再任を妨げない。

#### 第2節 研究科教授会

(研究科教授会)

第54条 専門職大学院各研究科に、研究科教授会を置く。

(研究科教授会の組織)

第55条 研究科教授会は、当該研究科所属の専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。

- 2 特任教員は、研究科教授会に出席することができるが、構成員とはならない。
- 3 教授会は、構成員以外の教職員を出席させることができる。

(研究科教授会の審議事項)

第56条 研究科教授会は、次の事項について、審議の上、議決し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、休学、転学、留学、退学、修了、再入学その他学生の身分の得失及び変更に関する事項
- (2) 修了の判定及び学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程、教育方法に関する事項
- (4) 授業科目及び研究指導の編成及びその担当に関する事項
- (5) 学位論文の審査、最終試験等に関する事項
- (6) 研究指導教員の審査に関する事項
- (7) 試験に関する事項
- (8) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (9) 教員の研究に関する事項
- (10) 研究科の人事に関する事項
- (11) 全学的な教育研究組織編成に関する事項
- (12) 学則及び諸規則の制定改廃に関する事項

(13) その他研究科に関する重要事項及び学長が諮問する事項

- 2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議の上、議決し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 学長は、前2項の規定による研究科教授会の意見を尊重の上、前2項の事項について決定する。

(研究科教授会の定足数及び議決数)

第57条 研究科教授会は、構成員の過半数の出席を必要とする。ただし、議決する場合は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

- 2 前項の議決は、出席構成員の過半数の同意を必要とする。
- 3 研究科教授会の議事の結果は、議事録に記録し、研究科長が保管する。

(専任教授会)

第57条の2 専門職大学院各研究科に、専任教授会を置く。

- 2 専任教授会は、教授をもってこれを構成する。ただし、特任教授は構成員とはならない。
- 3 専任教授会は、構成員以外の教職員を出席させることができる。
- 4 専任教授会は、次の事項について、審議の上、議決し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 教員の任免、昇任、その他身分に関する事項

(2) その他教員人事に関する重要事項

- 5 専任教授会は、前項に規定するもののほか、教員人事に関する事項について審議の上、議決し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 学長は、前2項の規定による専任教授会の意見を尊重の上、前2項の事項について決定する。
- 7 前各項に規定するもののほか、専任教授会については、青山学院大学教授会及び専任教授会規則を準用する。

### 第3節 専門職大学院研究科連絡調整委員会

(専門職大学院研究科連絡調整委員会)

第58条 本専門職大学院各研究科の教育研究の相互調整をはかるために、専門職大学院研究科連絡調整委員会を置く。

(専門職大学院研究科連絡調整委員会の組織)

- 第59条 専門職大学院研究科連絡調整委員会は、学長、専門職大学院各研究科の研究科長、教務主任、各研究科選出委員1名、学務部専門職大学院教務課長をもって構成する。
- 2 専門職大学院研究科連絡調整委員会の議長は、学長がこれに当たる。
- 3 議長は、専門職大学院研究科連絡調整委員会を招集し、これを主宰する。
- 4 本学他研究科長は、専門職大学院研究科連絡調整委員会に列席することができる。

(専門職大学院研究科連絡調整委員会の協議)

第 60 条 専門職大学院研究科連絡調整委員会は、以下の事項を協議する。

- (1) 専門職大学院各研究科間に調整を要する事項
- (2) 専門職大学院全般に関する企画及び運営に関する事項

#### 第 12 章 施設及び設備

(講義室等)

第 61 条 本専門職大学院には、その教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。

2 教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

(研究科附置教育研究施設)

第 62 条 本専門職大学院に次の研究科附置教育研究施設を置く。

- (1) 国際マネジメント学術フロンティア・センター(国際マネジメント研究科)
- (2) 会計プロフェッション研究センター(会計プロフェッション研究科)

2 前項に規定する施設の規則は、別に定める。

(図書館)

第 63 条 青山学院大学図書館に本専門職大学院の教育研究に必要な専用の図書及び学術雑誌を備えるものとする。

2 本専門職大学院各研究科に専用の図書室及び閲覧室を置く。

3 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本専門職大学院学生
- (2) 科目等履修生
- (3) 聴講生
- (4) 履修証明プログラム履修生
- (5) 研修生
- (6) 委託生
- (7) 委託特別聴講学生

(機械、器具等)

第 64 条 本専門職大学院には、研究科・専攻に応じて必要な教育研究の機械、器具、標本等を備えるものとする。

(厚生保健施設)

第 65 条 本専門職大学院学生は、大学保健管理センター及び学生相談センターを利用することができる。

(事務組織)

第 66 条 本専門職大学院の事務を行うため、事務組織を置く。

#### 第 13 章 賞罰

(表彰)

第 67 条 学力優秀かつ志操堅固な学生は、表彰することがある。

(懲戒)

第 68 条 この学則、諸規則若しくは命令に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科教授会の意見を聴いた後、学長が懲戒する。

2 前項に規定する懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 大学の秩序を乱した者

(3) 学生としての本分に著しく反した者

4 前 3 項に規定するもののほか、第 1 項に規定する懲戒に係る手続等について必要な事項は、別に定める。

#### 第 14 章 改正手続

(改正手続)

第 69 条 この学則の改正は、研究科長会及び専門職大学院各研究科教授会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

2 学長は、この学則の改正に当たっては、前項の意見を尊重するものとする。

#### 第 15 章 雑則

(施行の細目)

第 70 条 この学則に定めのない事項については、青山学院大学大学院学則及び大学学則を準用する。

2 この学則に特に定めるものを除くほか、この学則の実施の手続その他実施について必要な細目は、別に定める。

#### 附 則

1 この学則は、2004 年 4 月 1 日から適用する。

2 この学則が適用される前に国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻修士課程に入学した学生は、旧規則を適用する。

附 則(2005 年 3 月 25 日)

この学則は、2005 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2006 年 3 月 24 日)

この学則は、2006 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2006 年 12 月 20 日)

この学則は、2007 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2007年3月27日)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2008年3月27日)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2009年3月26日)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2010年3月25日)

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第10条、第11条の規定にかかわらず、2010年4月1日より学生募集を停止した国際マネジメント研究科3年制コースについては、在学生在が修了するまで、旧規定による。

附 則(2011年3月24日)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則(2012年3月23日)

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則(2013年3月21日)

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則(2014年3月27日)

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則(2015年3月26日)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2016年3月24日)

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則(2017年3月23日)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第39条、第40条及び第40条の2については、2017年度入学者から適用し、2016年度以前の入学者には、従前の規定を適用する。

附 則(2018年2月22日)

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 2018年4月1日から法務研究科法務専攻は学生募集を停止する。

- 3 この学則による改正後の第10条の2及び第45条については、2018年度入学者から適用し、2017年度以前の入学者には、従前の規定を適用する。

附 則(2018年7月19日)

この学則は、2018年7月20日から施行し、2018年4月1日から適用する。

附 則(2019年3月28日)

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則(2020年3月26日)

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則(2021年2月25日)

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表3の1及び別表3の4は、当年度4月1日において、当年度末日までの在籍期間が第11条に規定する最長在学年限に相当する年数以内の期間である学生に適用する。
- 3 前項の規定を適用しない学生には、従前の別表3の1及び別表3の4を適用する。

附 則(2022年3月24日)

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 2018年4月から学生募集を停止した法務研究科については、2022年3月31日をもって廃止する。
- 3 この学則による改正後の別表3の2及び別表3の4は、当年度4月1日において、当年度末日までの在籍期間が第11条に規定する最長在学年限に相当する年数以内の期間である学生に適用する。
- 4 前項の規定を適用しない学生には、従前の別表3の2及び別表3の4を適用する。

附 則(2023年3月23日)

この学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則(2024年3月21日)

この学則は、2024年4月1日から施行する。

附 則(2025年3月27日)

この学則は、2025年4月1日から施行する。

附 則(2026年3月19日)

この学則は、2026年4月1日から施行する。

別表 1(第 35 条関係)

[別紙参照]

別表 2(第 46 条の 2 関係)

[別紙参照]

別表 3 の 1、3 の 2、3 の 3、3 の 4、3 の 5、3 の 6(第 47 条関係)

[別紙参照]